国庫補助負担金の交付金化に伴う問題点

交 付 金 の 種 類	不 適 切 な 事 例
地域再生基盤強化交付金(内閣府) 道整備交付金 港整備交付金 汚水処理施設整備交付金	従来の補助金に比べ申請事務が煩雑になり,また,対象事業が限定されるなど,使い勝手も悪い。 ・新たに「地域再生計画」を策定し,地域再生の認定を要する。交付金の申請は内閣府に一本化されているが,内示の時期が各省で異なっており利用しづらい。
(道整備交付金)	・県道,農免農道,一般農道が対象外であるなど,対象となる事業が制限されている。 ・交付金制度のメリットとして「事業間の予算の融通」を国は掲げているが,実態として,広域農道(事業主体:県)と市町村道・林道(事業主体:市町村)間では融通できない。
(港整備交付金)	・対象となる施設が地方港湾と第一種漁港のみと限定されているため,多 様な再生計画に対応できない。
自然環境整備交付金(環境省)	従来の補助金に比べ採択要件が厳しい。 ・複数年(3年~5年)の事業計画かつ総事業費6千万円以上が設定された。(従来は単年採択で最低事業費2千万円~3千万円) 国立公園内の事業が対象外となった。 ・国立公園内は直轄事業に移行されたが、補助金による県営整備と比べ直轄整備の対象に制約があり、整備施設が限定される。
循環型社会形成推進交付金(環境省)	採択要件が厳しく,必要以上の負担を強いられる。 ・人口,面積要件等により,交付対象とならない市町が存在しているため,当該事業により推進が図られないケ-スがある。 国の通知に基づきごみ処理広域化計画を策定し,市町村のごみ処理施設の広域,集約化を推進しているがごみ処理広域化に必要な次の経費が対象となっていない。 ・広域・集約化の時期を合わせるため,既存施設の延命化のための改良等・広域・集約化後に不要となった施設の解体のみ・廃棄物運搬中継・中間処理施設の整備
地域介護·福祉空間整備等施設整備 交付金(厚生労働省)	従来の補助金と同様の規制が継続。

交 付 金 の 種 類	不 適 切 な 事 例
次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)(厚生労働省)	市区町村が実施する事後的評価方法に対する国の過剰な関与。 ・市区町村の交付金対象事業にかかる事後的評価について,評価の内容だけでなく,評価の方法についても,交付金に反映することによって国が実質的に強要している。 ・平成19年度の地域子育て支援拠点事業のひろば型に引き続き,平成20年度から病児・病後児保育事業が国庫補助事業に組み替えられた。これにより,都道府県に新たな財政負担が生じるとともに,次世代育成支援対策交付金制度導入の趣旨である地方の自主性・創意工夫が損なわれることとなった。
次世代育成支援対策施設整備交付金 (ハード交付金)(厚生労働省)	市町村交付金への県の関与を強いられる。 ・保育所整備は市町村交付金であるにもかかわらず,各市町村の執行状況 (契約,支出)を,毎月県において調査し,報告するよう事務連絡で求 められている。
産休代替保育士費等補助金(厚生労働省:平成16年度廃止)	・児童福祉施設等の産休代替等職員に要する経費は,平成17年度から都 道府県に交付税措置されたが,この中には,地方自治体職員である公立保 育所の職員分も含まれている。一方,公立保育所運営費は,既に市町村に 交付税措置されている。公立保育所の一体的で効率的な運営を図るため, 公立保育所の産休代替職員に要する経費を都道府県でなく市町村に交付税 措置することが適切と考える。
農林水産関係交付金型事業(農林水産省) (食の安全・安心確保交付金強い農業づくり交付金農山漁村活性化プロジェクト支援交付金地域バイオマス利活用整備交付金等森林・林業・木材産業づくり交付金強い水産業づくり交付金	事業間流用は可能になったといわれるが,実際には不可能で地方の裁量性は依然として乏しく,また,従来の補助金に比べ申請等の事務は殆ど変わらない上に,新たに計画策定の要件化,事業計画策定や事後評価について第3者の意見の聴取など採択要件等が厳しくなっている。 ・地域提案メニューの創設による地域の自主性・裁量性の拡大を謳いながら,交付金の2割が上限であり,残り8割は従前の採択要件に同じ。(強い農業づくり交付金,森林づくり交付金他) ・事業が統合されたことにより,交付申請等の事務手続時に足並みを揃える必要があり,煩雑化を招いている。(強い農業づくり交付金,農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

交 付 金 の 種 類	不 適 切 な 事 例
(強い農業づくり交付金)	 ・平成18年度より「地産地消計画」や農業・食品産業競争力強化支援における「飼料自給率向上計画」の策定,「女性参画目標」の設定を要件化。また,競争力強化に向けた総合的推進における「産地改革計画」の「産地強化計画」への見直しを指導。 ・事務連絡によって,地域の担い手の認定農業者への誘導,集落営農の組織化・法人化及び担い手経営安定対策加入促進について,関係団体名の列記や対応内容を具体的に指示しているとともに,取組状況の報告を毎月求めるなど,国の直接的・具体的・画一的な関与を行っている。 ・事業主体が事業計画を策定する段階において,成果目標を設定することが求められており,国は,その目標をポイント等を用いて算定・評価し,事業採択箇所を具体的に決定した上で交付金を配分しており,実質的に事業採択において地方の裁量の余地がない。 ・交付金の満額配分を受けるために必要なポイント(H20年度は26ポイント以上)を確保するための成果目標基準において,各取組のメニューによってポイントの上限に格差があり不公平な制度となっている。 ・ポイントによって事業採択の可否及び補助金額が年度当初の割当内示によって明らかになるため,ポイントが足らない場合,他事業(単県や単市町事業含む)での実施を検討するにも,予算や事業要件の整理等の問題があり,対応ができない。
(地域パイオマス利活用整備交付金等) (食の安全·安心確保交付金)	・計画策定や事後評価にあたり学識経験者等第3者に意見を聴くなど事務 処理が複雑化
地域住宅交付金(国土交通省)	・地域における住生活を取り巻く様々な課題に対処するためには,提案事業の活用が不可欠であるが,国が指定する基幹事業の事業費により提案事業の事業費枠が定まることとなっており,提案事業の実施に制約が設けられている。